



生活ガイドINDEX

Life guide index

144  病院・医院・薬局マップ

146  歯科医院マップ

148  入間地区医師会

150  入間市歯科医師会

152  入間市薬剤師会

154  入間市商工会

156  知っておきたい不動産のQ&A

158  リフォームの基礎知識

164  知っておきたい葬儀の流れ

166  葬儀について



「生活ガイド」ページは、暮らしに役立つ情報を掲載しております。

尚、地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



いるまし いまむかし



むかし

大正初期頃
荻野正夫氏 提供



いま

霞橋付近（河原町）



生活ガイド



地図には、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

このページは有料広告ページです





IRUMA CITY

歯科医院マップ



MY CITY MEDICAL MAP

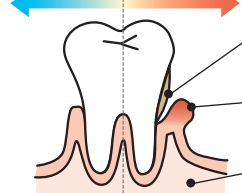
歯科医院



歯周病とは？

- ▶ 歯に食べ物のカスが残っていると菌が繁殖して歯垢(プラーク)や歯石となり、歯周病菌の温床となる。
- ▶ 歯周病菌が原因で歯肉が腫れると、歯と歯ぐきの間に隙間(歯周ポケット)ができ、そこにさらにプラークが入り込んで歯肉が化膿する。
- ▶ 悪化すると歯を支える骨(歯槽骨)が溶けて歯がグラつくようになり、最後には歯が抜けてしまう。

健康な状態 ← 歯周病にかかった状態 →



- 歯周ポケットに歯垢がたまる
- 歯ぐきが腫れ、化膿する
- 歯を支える土台(歯槽骨)が溶ける

DENTAL ADVICE



地図には、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

このページは有料広告ページです



しっかり噛む、禁煙する

DENTAL ADVICE

食べ物をよく噛むことも大切です。よく噛んで食べると歯の細菌は落とされ、唾液がたくさん出て食べカスも洗い流されるという自浄作用が働くほか、歯とあごの骨も丈夫になるからです。やわらかいものばかりでなく、固いものもしっかり噛んで食べましょう。また喫煙も歯周病を悪化させる要素。喫煙する人は、できるだけ禁煙したほうがいいでしょう。

↑
生活ガイド

しっかり予防! 歯周病予防診断チェック

DENTAL ADVICE

歯周病の兆候ははじめを見逃さない!

歯周病は自覚症状が少ないだけに、早期発見が大切です。自覚症状があれば早めに歯医者に行き、歯垢や歯石を除去してもらいましょう。そのときに正しいブラッシング方法の指導を受け、半年に一度か年に一度の割合で、定期的にチェックしてもらうといいでしょう。





会長あいさつ

会長 **小室 順義**

入間地区医師会は、前身が大正8年に旧入間郡医師会として創立された非常に歴史ある会です。一時期は県下最大の規模だったそうですが、その後各地区が分離独立し、現在は入間市、毛呂山町、越生町の一市二町の医師で構成され、会員数は約130名と埼玉の30を数える郡市医師会の中では中規模クラスの医師会になります。

日ごろ私たちが行っている活動は、入間市ブロックでは定時業務として主に「入間市健康福祉センター」を利用しての生活習慣病対策、がん検診を含む成人健康診査、夜間診療所の管理、お子さんたちへの予防接種、学校保健などを始めとする市民生活に直結した様々な事業があり、まずはこれらを円滑に進めて皆様の信頼にお答えしたいと思っています。

さらにここ数年、行政との連携を密にとって特に力を入れているプロジェクトには、

1. インフルエンザウイルスへの総合的対策を目指した協議会の継続的開催
2. テロ事件などにも対応した実利的な防災訓練の実施
3. 在宅医療の拠点となる「在宅医療支援センター」を設置した上での在宅に関する各種対策
4. 糖尿病患者さんを対象に疾患の重症化を防ぐための保健指導の徹底

などが挙げられます。お陰様をもちましてこれからの事業も着実に進捗し、かつ成果を上げつつあります。

このほか、医師会が独自に行っている取り組みに入間准看護学校の運営があります。看護師不足が叫ばれて久しい昨今、本准看護学校は創立以来30年以上の歴史を有し、すでに1,500名を超える卒業生を臨床の現場に送り出して地域の看護師の充足に大変役立っています。

一方、毛呂山・越生ブロックでもほぼ同様な事業が行われており、かつ両ブロックともに医師会員の学術研鑽の場として、それぞれの分野の専門家を講師に招聘した勉強会や研修会を定期的に行い、最新の情報の共有ならびに知識の向上を図っています。

先にも述べた通り、入間地区医師会是一部行政区画が異なるため、時として複雑な対応が求められる場合もありますが、柔軟に対応する能力を持ち合わせています。今後とも引き続き住民の皆様へ質の高い医療サービスがスムーズに提供されるよう努めるとともに、地域医療の向上に寄与・貢献していきたいと思っています。どうか医師会の諸活動にご理解頂きご支援のほどをお願い申し上げます。

入間地区医師会

〒358-0013 埼玉県入間市大字上藤沢 730-1 番地
TEL:04-2963-0014 FAX:04-2963-1114



入間地区医師会 病院・医院リスト

平成31年2月1日現在
※市外局番は(04)です

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
あたごクリニック	豊岡5-1-5Aステージビル2F	2963-2373	白石医院	久保稲荷3-23-6	2963-2316
荒井医院	下藤沢856-1	2966-8001	鈴木内科医院	久保稲荷4-14-11	2901-2662
井上クリニック	豊岡5-2-32	050-5533-1999	すずらんクリニック	東藤沢3-13-8ウエスタ 武蔵藤沢105号	2964-3211
いるまクリニック	上藤沢378-5	2962-1151	西武入間病院	野田3078-13	2932-1121
入間黒須クリニック	黒須2-2-1 2F	2966-7802	西武クリニック	仏子953-2	2932-0117
いるまこどもひまわり クリニック	黒須2-2-1	2941-6370	高橋内科	下藤沢382-6	2901-0777
入間台クリニック	新久816	2936-5055	たしま皮膚科泌尿器科	豊岡1-8-1-313	2965-4358
入間ハート病院	小谷田1258-1	2934-5050	たにかわ眼科クリニック	東町7-14-12	2960-1121
入間平井クリニック	豊岡1-2-23清水ビル2F	2966-1807	段塚クリニック	下藤沢368-3	2964-3511
太田医院	豊岡1-8-26	2962-2606	寺師医院	豊岡5-5-25	2962-3352
大戸耳鼻咽喉科	豊岡5-2-30	2962-1512	豊岡クリニック	豊岡1-2-17	2963-1116
岡山皮膚科形成外科医院	豊岡1-3-18トリブレッド ビル2F	2965-3050	豊岡整形外科病院	豊岡1-8-3	2962-8256
小川耳鼻咽喉科気管食道 科医院	野田435-1	2932-3344	豊岡第一病院	黒須1369-3	2964-6311
おのうえキッズクリニック	東町1-13-9	2962-2068	中里小児科医院	扇町屋3-4-18	2962-2940
小野整形外科医院	仏子814-3	2932-7288	はなわ内科・胃腸内科 クリニック	上藤沢424-24	2935-7122
かたぎりクリニック	扇台4-7-15	2990-8774	林医院	河原町 11-26	2963-4716
金子眼科医院	豊岡1-4-31	2962-2376	原田病院	豊岡1-13-3	2962-1251
金子病院	新久680	2962-2204	ふくもと眼科	野田936	2931-3811
神尾耳鼻咽喉科	豊岡1-8-1-312	2965-0506	藤沢耳鼻咽喉科医院	下藤沢426	2963-5102
かわな整形外科	下藤沢767-1	2966-6781	細谷医院	野田556-1	2932-5131
小林病院	宮寺2417	2934-5121	本田小児科内科クリニック	上藤沢17-1リスペクト K&S102	2960-1780
小宮山医院	東藤沢3-8-5	2962-2689	武蔵藤沢セントラル クリニック	下藤沢375-1	2901-8155
小室医院	鍵山1-12-16	2962-2951	メディカルパーク入間	久保稲荷1-29-3	2966-8103
佐藤耳鼻咽喉科医院	東藤沢6-25-12	2965-6464	やすらぎクリニック	下藤沢260-6	2901-4888
澤田医院	下藤沢433	2962-2151	山岸内科クリニック	扇町屋1-11-34	2960-1106
下枝医院	宮寺2661-18	2934-2830	山田クリニック	下藤沢1292-10	2960-3200
下藤沢皮フ科クリニック	下藤沢771-4	2933-5333	吉田産科婦人科医院	野田640-5	2932-8781
松風荘病院	東藤沢5-9-2	2962-3091			



入間市歯科医師会とは入間市内の44歯科医院、46名の歯科医師が所属する団体です。各会員が日常診療のなかで市民の皆様の健康維持のため歯科診療に真剣に取り組んでいることはもちろんのこと、入間市、医師会と連携して保健事業にとりこんでいます。

入間市歯科医師会は市民の皆様に寄り添う“困ったときにこそ歯科医師会”をモットーに活動しております。

乳幼児歯科検診

- 1歳6ヶ月歯科健診
- 2歳児歯科健診
- 3歳児健診

入間市健康福祉センターにて、毎月歯科医師2名で対象年齢児の歯科健診を実施しております。(該当年齢のお子様には市役所より通知がとどきます。)

成人歯科健診

いわゆる“節目健診”とよんでいますが、40歳、50歳、60歳、70歳のお誕生日を迎えられる市内お住まいの方に無料で健診をおこなっております。該当の方には通知はがきが届きます。はがきをお持ちになれば歯科医師会会員のどの診療所でも無料健診を受けることができます。

イベント

- 6月 “歯と口腔の健康フェア”(虫歯予防デー)

歯科医師会は入間市と歯科衛生士会と協力して、毎年6月の2週目の日曜日に開催しております。全会員による歯科健診、また専門医によるがん検診、矯正相談、衛生士によるブラッシング指導、そのあとと希望される方にフッ化物塗布、洗口をすべて無料でおこなっています。また、80歳以上で20本以上の歯を残そうといういわゆる8020運動の一環で優秀な市民の方を入間市長とともに表彰、またお子様には選びきれないほどのお土産も用意しております。

- 3月 入間市健康福祉センター祭り

入間市健康福祉センターにて3月の第一週目の日曜日に開催されます。各団体の講演、発表、農産物の販売などがおこなわれる中、歯科医師会もブースを設け、市民向けのわかりやすいお話をしています。また口腔がん検診コーナーも好評いただいています。

介護、在宅医療

- 介護予防教室

入間市歯科医師会は介護認定を受けていない方、受けている方に口腔からの健康増進のための市民講座を開催しております。歯科医師2名と衛生士会とともに口腔検診、ブラッシング指導、口腔機能向上のための楽しいゲームなどを企画して6回のほどのコースを用意しています。

- 在宅医療

入間市医師会を中心とする入間市高齢者等地域ネットワーク推進会に参加しています。訪問歯科医療についても相談を受けております。

学校歯科

入間市市内のすべての公立小、中学校において歯科医師会会員2名により検診、歯科相談(緊急事故も含め)をおこなっています。



入間市歯科医師会 歯科医院リスト

平成31年3月1日現在
※市外局番は(04)です

医療機関名	所在地	電話番号
豊岡地区		
粕谷歯科クリニック	扇町屋2-2-2	2966-2323
斉藤歯科医院	扇町屋3-1-8	2962-3348
サイトウ歯科医院	春日町2-2-4	2964-6644
シゲムラ歯科医院	東町2-2-40	2964-8888
しろくま歯科医院	豊岡1-3-18トリプレットビルB棟1階	2901-4666
摂田歯科医院	扇町屋1-9-17	2962-6871
中山歯科医院	久保稲荷4-22-10	2963-4880
福田歯科医院	鍵山1-15-30	2962-2322
ホワイト歯科医院	久保稲荷1-24-5	2964-8282
まつだ歯科医院	豊岡1-5-30 山本ビル1F	2965-5612
松本歯科医院	東町7-2-6	2963-5828
むさしの歯科医院	東町7-18-7	2965-8166
明海大学PDI埼玉歯科診療所	豊岡5-1-3	2963-9021
やまて歯科医院入間	河原町1-3 駅前ビル204号	2941-3924
横田歯科医院	豊岡1-2-30 横田スクウェアビル3F	2962-4618
吉原歯科医院	扇町屋4-2-18	2964-8255
西武地区		
上原歯科医院	仏子888-5	2932-5170
吉良歯科医院	仏子937-12	2932-1624
滝澤歯科医院	野田宮ノ后1477-3	2932-1551
寺尾歯科医院	野田180-1	2932-4160
宮城歯科診療所	野田637-6 井上ビル2F	2932-7777
金子地区		
坂本歯科クリニック	寺竹770-4-2F	2936-4118

医療機関名	所在地	電話番号
東金子地区		
斉藤歯科クリニック	小谷田1405-3	2963-1288
佐山歯科医院	小谷田1-15-12	2964-2340
友愛歯科医院	小谷田1538	2963-1817
宮寺・二本木地区		
岩淵歯科医院	宮寺4102-5	2934-5856
木下歯科医院	二本木1085-3	2934-6588
ひるま歯科クリニック	宮寺2329-3	2935-1357
柳原歯科医院	宮寺525-2	2934-4231
藤沢地区		
青島デンタルオフィス	下藤沢484-25	2965-8123
エレナ歯科クリニック	下藤沢634-1	2966-8148
えんどう歯科医院	下藤沢340-26	2964-0640
大谷歯科	東藤沢5-9-18	2965-4328
上藤沢歯科	上藤沢424-3	2963-5378
カワイ歯科	下藤沢443-2	2963-8189
グリーンガーデン矯正歯科クリニック	東藤沢3-4-2	2960-4187
澤田歯科医院	下藤沢313-3	2965-1236
じゅん歯科	下藤沢889-20	2936-8239
スマイルステーションイオン	上藤沢462-1	2960-1641
高橋歯科医院	東藤沢3-10-6	2963-5012
花井歯科医院	下藤沢1268-2-101	2966-6083
ファースト歯科クリニック	東藤沢3-4-2グリーンガーデン 武蔵藤沢C棟2F	2962-8888
藤沢歯科医院	下藤沢738-1	2966-8211
ますい歯科医院	下藤沢775-1	2966-6480



入間市薬剤師会よりごあいさつ

入間市薬剤師会は会員薬局が住民の皆様の薬相談や、健康相談、介護についての悩みや心配事の相談などが受けられる「かかりつけ薬局」をサポートする会になります。

また入間市医師会、入間市歯科医師会、入間市柔道整復師会の方などと連携し公衆衛生の向上と医療の充実も行っております。

高齢化と人口減少が加速する中2025年以降は医療や介護の需要がさらに増加すると予測されています。

入間市も住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を進めています。その中で入間市薬剤師会も会員薬剤師に対して様々な勉強会や研修を行い、地域包括ケアシステムの一翼を担い貢献できる薬局作りを行っております。

またお子さん方が通う学校へは学校薬剤師が環境衛生調査やお薬の正しい使い方、薬物乱用防止のための講演なども行っております。

今後とも市民の皆様のお役に立てるような活動を行ってまいりますので、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

入間市薬剤師会

〒358-0007 入間市黒須2-2-1-1F
TEL:04-2960-0203 FAX:04-2960-0204



入間市薬剤師会 薬局・薬店リスト

平成31年1月1日現在
※市外局番は(04)です

医療機関名	所在地	電話番号
あおい調剤薬局入間東町店	東町1-12-12	2960-6693
あおい調剤薬局武蔵藤沢店	下藤沢260-5	2901-1336
あじさい薬局	扇台3-5-17	2962-1440
あすなる薬局	東町7-13-16	2960-1193
イオン薬局入間店	上藤沢462-1	2901-4526
(有)イデ薬局	河原町5-14	2960-3211
ウェルパーク調剤薬局入間駅前店	豊岡1-2-17	2960-2610
ヴェルペン上藤沢薬局	上藤沢18-2	2960-5001
うぐいす薬局	豊岡5-3-5	2935-3677
エース薬局上藤沢店	上藤沢458	2901-7081
お茶の花薬局	野田935-1	2937-5480
クオール薬局入間店	大字黒須1371-8	2960-3222
クオール薬局宮寺店	宮寺570-6	2935-2805
くすり箱薬局	豊岡5-1-9	2966-2095
コスモス薬局入間店	下藤沢1296-1	2965-5024
すずらん薬局	仏子935-9	2932-7121
タイガー薬局 入間店	宮寺3195-1 ライフコート入間101	2935-0100
トーア薬局 入間店	宮寺3061-1	2934-6020
なべやグリーンハウス	豊岡2-1-1	2962-3408
はなまる薬局	新久936-1	2966-4193
ファーコス薬局入間	野田435-1	2932-8121
富士美薬局	下藤沢490-3	2962-3595
ふじみ薬局おうぎ台店	久保稲荷4-22-30	2901-7300
平安薬局	黒須2-2-1-1F	2960-0203
(有)平和薬局入間店	扇台2-2-20	2965-0833
ポブラ薬局	豊岡1-5-25	2901-1300
松石薬局	東藤沢3-15-1	2962-4417
みどり薬局	野田3078-3	2932-5905
むつみ薬局入間店	上藤沢378-11	2901-4100
薬局アポック入間店	豊岡1-5-23 オデッセイビル1F	2960-1620
龍昇堂薬局	小谷田1518	2964-7185





経営のお手伝い

※ 経営の相談をしたい。

店舗における商品の陳列・構成・改装などの診断や、作業効率や生産性を高めるための経営分析・改善指導を受けたい時に、経営指導員が巡回して相談にのります。また、販売促進のためのイベント企画等のアドバイスも同時に行っています。

※ 経営革新を相談をしたい。

「新たな取り組み」を考えている方のさまざまな問題にきめ細かく対応します。

※ 技術的・専門的指導を受けたい。

法人化の相談や自社の診断など、経営・営業・技術に関するさまざまな問題に専門家がわかりやすく指導します。

※ 記帳や決算、税金の相談をしたい。

記帳相談・決算相談を無料で受けられます。消費税の申告相談及び各種控除、節税の方法から、青色申告制度の概要・手続きなど、なんでもご相談ください。コンピュータによる記帳機械化システムもご利用になれます。

※ ITについての相談をしたい。

コンピュータを利用した経営改善や販路拡大、ネットワーク環境の構築など、経営の情報化の推進をお手伝いします。

※ 知的財産の活用を相談したい。

知的財産に関する相談を受け付け、必要に応じて専門機関へ取次ぎを行っています。

※ 融資を相談をしたい。

日本政策金融公庫、県の制度融資など、有利な融資について斡旋相談をします。また、一定条件により無担保・無保証人で融資が受けられる商工会のマルケイ融資や、銀行等の商工会提携融資も斡旋できます。お気軽にご相談ください。

※ さまざまな情報の宝庫です。

全国組織である商工会は、事業にかかわる情報を常に持っています。

年金・保険・補償など

※ 労働保険の取り扱い

各商工会に事務組合があり雇用保険（失業等給付）、労災保険、各種給付制度に関する仕組みや手続きなどの相談を行っています。また、従業員の給与や保険のことなど、さまざまなアドバイスを受けることができます。

※ 中小企業向け退職金制度

小規模企業共済・特定退職金制度・中退金制度に加入できます。

※ 休業補償制度

病気やケガで働けない間、最高1年間、月々の所得を補償します。

※ ビジネス総合保険

「生産物の欠陥による事故」「業務遂行上の事故」などを総合的に保障する保険に割引で加入できます。

※ 健康診断

生活習慣病検診など定期的を実施しています。

※ 商工貯蓄共済

貯蓄・保険・融資が三位一体となったこの制度は、商工会独自のものです。

※ 福利厚生事業

会員の家族・従業員の為に各種レクリエーション事業や西武園フリーパスチケットなどの斡旋を実施しています。





商工会を
ご利用ください

こんなことも！

「創業支援」をしています。

さまざまな問題にワンストップで、きめ細やかに対応します。「創業計画書」の作成をお手伝いします。

商工会は地域の世論を代表します。

地域活性化のために国や県、市町村に意見・具申をします。

講演会・講習会へ参加したい。

会員に必要なかつタイムリーなテーマを設定し実施します。

部会活動でますます活性化！

同業種で組織された部会があり、業種別の研修会などを開催します。

青年部活動に参加して自己啓発！

地域づくりの原動力は青年部。柔軟な発想と行動力を期待します。

女性部活動に参加して地域貢献！

女性の特徴を生かした、地域振興発展の協力者として期待します。

地域情報を発信します。

ホームページ等により、地域の情報を発信します。

地域の総合振興を推進します。

地域で行われるイベントを主催・協力します。

表彰も行っています。

各団体からの表彰対象者及び、表彰対象団体に推薦します。また、優良従業員表彰など独自の表彰事業を行っています。

商工会に加入しよう

商工会は、商工会法に基づいて、県知事の認可を得て、地域商工業全般の改善発達を図るために設立された、唯一の地域経済団体です。

経営相談はすべて無料です。

経営指導員並びにそれぞれの分野の専門家が、商工会の窓口または、企業を巡回して相談・指導にあたります。

商工業を営む方ならどなたでも加入できます。

会費は地域の商工振興に寄与するために活用しております。(全額損金算入できます)

入間市商工会

〒358-0001 埼玉県入間市向陽台1-1-7

TEL 04-2964-1212 FAX 04-2964-1214

業務時間 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始は休業日となります)

E-mail: irm@irumashi-sci.org



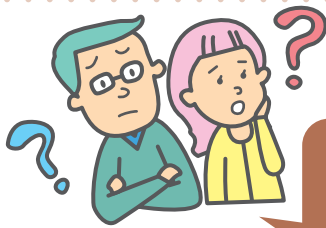
商工会は、
あなたのいちばん身近な
相談相手です。
お気軽にご相談
ください。



生活ガイド



知っておきたい不動産のQ&A



登記の申請は誰がしなければならないのですか？

Q1 なぜ登記しなければならないのですか？

A1 売買などによって土地や建物の所有権や抵当権など不動産に関する権利を取得した場合は、その旨の登記をしなければ、法律上、売買の当事者以外の第三者に対してその権利を取得したことを主張することができません(民法第177条)。そのため、所有権や抵当権などの不動産に関する権利を取得した場合は、登記の申請をして権利を守る必要があります。

また、建物を新築した場合には、所有者は1か月以内に建物の表題登記を申請しなければならないなど、不動産の表示に関する一定の種類については、所有者等に登記の申請義務が課せられています。



Q2 登記の申請は誰がするのですか？

A2 所有権の移転など権利に関する登記の申請は、原則として登記権利者と登記義務者が共同してしなければならない。登記権利者とは、登記をすることによって登記上直接利益を受ける者で、登記義務者とは、登記をすることによって登記上直接不利益を受ける者です。

土地の売買を例にすると、買主は売主から所有権の移転の登記を受けて登記簿上の権利を取得するという利益を得ますので、登記権利者となります。一方、売主は買主に所有権を移転する登記をして登記簿上の権利を喪失するという不利益を受けるので登記義務者となります。

なお、例外として、表示に関する登記については所有者などが、判決又は相続による登記などについては登記権利者が、それぞれ単独で申請することができます。

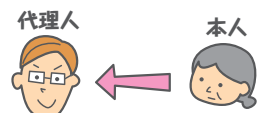
Q3 なぜ共同でしなければならないのですか？

A3 不動産の権利に関する登記をする場合、登記官は、その登記の申請の内容が登記することができるのかどうかを申請情報とその添付情報に基づいて判断しなければならない。裁判所のように権利の有無を実質的に調査することはできないこととされています。仮に実質的に権利の変動があるのかを調査することとした場合、大量の登記申請を迅速に処理することができず、円滑な不動産取引を害することになるからです。そのため、当事者である登記権利者と登記義務者とが共同で登記の申請をすることによって、その登記の申請が真実であることを登記官が確認し、虚偽の登記がされるのを防止しつつ、迅速な登記を可能にしています。

Q4 登記の申請は代理人によってすることができますか？

A4 登記の申請は、必ずしも本人がしなければならない性質のものではないので、代理人による申請も認められています。

代理人によって申請する場合は、登記権利者又は登記義務者からの委任状を申請情報に添付しなければなりません。



Q5 登記の申請を代理して行う専門家はいるのですか？

A5 登記の申請を代理して行う専門家は、「しほうしょし とちかあぐちやうさし司法書士」と「とちかあぐちやうさし土地家屋調査士」です。

司法書士は、所有権の移転や抵当権の設定などの不動産の権利に関する登記の代理申請を、土地家屋調査士は、建物の新築の登記や土地の分筆などの不動産の表示に関する登記の代理申請を専門に行っています。

それぞれの登記の申請方法について不明な点がある場合には、これらの専門家に相談するのがよいでしょう。

各都道府県にある司法書士会及び土地家屋調査士会については、次のホームページから御確認ください。



日本土地家屋調査士会連合会ホームページ
<http://www.chosashi.or.jp/nationwide/index.html>

日本司法書士会連合会ホームページ
http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_list.php

法務局ホームページの登記・供託インフォメーションサービスより転載





万に備えて、
住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



生活ガイド



リフォームの基礎知識 ①



リフォームの進め方とポイント



Step 1 ▶ 具体的な計画をたてる

- ▶ 時期、期間は？ ▶ 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Step 2 ▶ 事業者を決める～契約する

- ▶ 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ▶ 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ▶ 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい、検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Step 3 ▶ 着工

- ▶ 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ▶ 工程表に基づいて進んでいるか？
- ▶ 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step 4 ▶ 着工後

- ▶ 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ▶ 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問



Q.1 リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

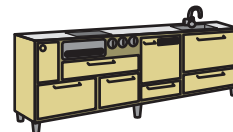


Q.2 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q.3 信頼のおける業者とは？

A 2~3社は候補を挙げて比較しましょう

- ◎費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- ◎建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- ◎経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- ◎アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。





万に備えて、
住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです





リフォームの基礎知識 ②



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。



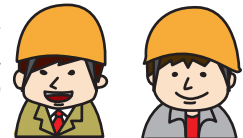
また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。



またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。近年、シックハウス症候群の原因となる、

化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があります。





万に備えて、
住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



生活ガイド



リフォームの基礎知識 ③



マイホームづくりの進め方とポイント

Step.1 情報収集し、まずイメージを固めよう。

住宅展示場などに出かけたり、雑誌・インターネット、または家を建てた人から話を聞くなど、住まいづくりのための情報収集を行い、ライフスタイルや家族の要望などとすりあわせながら、イメージを固めていきましょう。併せて資金の用途や施工の時期などの大まかなプランニングも行うとよいでしょう。

Step.2 土地・施工依頼先の決定はじっくり、しっかり。

大まかなプランニングができれば、土地探しや施工依頼先の選定など具体的に動き始めます。土地探しは周辺環境の確認も兼ねて現地調査を必ず行い、総合的に判断しましょう。建築の規制や地盤の確認も必要です。施工依頼先については、住宅メーカーや設計事務所、工務店などそれぞれの特性を理解し、これからの住まいづくりに一番合った依頼先をじっくり選びましょう。

Step.3 見積もりから契約まで、納得いくまで確認しよう。

土地や施工先が決まれば、プランニングを伝え、設計図面や見積もりを確認します。その際、きっちりと相談しておくことが大切です。納得いくまで確認したら、いよいよ契約です。トラブルを避けるためにも、契約書にはしっかり目を通し、不明点は解消しておきましょう。

Step.4 いよいよ着工、こまめなチェックと配慮を忘れずに。

着工前に、迷惑を考慮し、近隣へのあいさつを忘れないようにしましょう。工事は地鎮祭から始まり、基礎工事、本体工事、内装・外装工事といった順に進みます。家の基礎部分や構造など、完成後には確認できない部分もあるため、こまめに現場に足を運び、進行を確認しましょう。

Step.5 マイホームが完成！入居前にも必ず確認を。

無事に家が完成すると、引渡しの前に竣工検査を行います。設備の不具合がないか、契約に沿って工事が行われたかなどを確認するためにも、必ず立ち会いましょう。検査が終了すれば、いよいよ入居となります。

知っておきたい！建築法規

敷地面積に対して建てられる建物の大きさは、「建ぺい率」と「容積率」で制限されています。

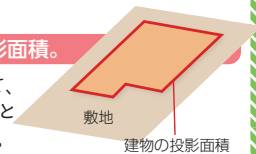
建ぺい率と容積率は地域ごとに細かく設定されていて、厳しい地域では50坪の敷地であっても延べ床面積25坪の小さな家しか建てられないこともあります。

設計をする上で重要な事項ですので、真っ先に確認する必要があります。

■建ぺい率

建ぺい率は建物の投影面積。

建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積（建築面積と言います）が占める割合です。

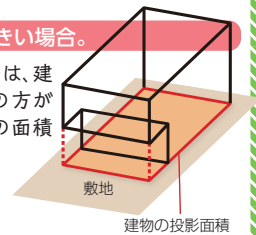


$$\text{建ぺい率}(\%) = \text{建物の投影面積} \div \text{敷地面積} \times 100$$

で算出します。

2階の方が1階より大きい場合。

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。



■容積率

容積率は敷地面積に対する延べ床面積の割合。

延べ床面積（建物の全ての階の床面積を合計したものを敷地面積で割ったもの）が、容積率になります。

$$\text{容積率}(\%) = \text{延べ床面積} \div \text{敷地面積} \times 100$$

- 建ぺい率と違い、外部階段は床面積には入りません。
- バルコニーは、2m以上突き出した場合、2mより先の分が床面積に入ります。

上記以外にも、いろいろな規制があります。各自治体によっても異なり、とても複雑なので正確なところは建築士など専門家にご相談ください。





万に備えて、
住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | このページは有料広告ページです

窓のリフォーム

太陽光を取り入れ、暮らしをあたたかく演出してくれる窓。ちょっとした工夫で、機能性向上、省エネをはかれる場所です。

窓周辺で起こっている問題



結露が発生する温度のことを露点温度といいます。主に冬期、窓周辺は外気に冷やされて室内の露点温度より低くなるため結露が起きやすくなります。結露は放っておくとカビやダニの温床となり、アレルギーなどの原因になるばかりか、柱や床が湿気で傷み、住宅自体に悪影響を及ぼします。

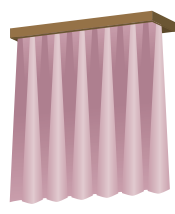
また、窓周辺の冷えた空気は対流で部屋の下へ流れていき、暖房をつけていても足下はいつまでも寒く、エネルギーが無駄に使われる結果になります。

ちょっとした工夫でより快適に

窓は住宅の中でもっとも熱が逃げやすい場所。ちょっとした工夫で高い断熱効果をえられる場所でもあります。方法は様々ですが、いくつかご紹介いたします。

厚手のカーテン

¥ 安い 断熱性能 やや良い



カーテンボックスをつけ、床に届くくらいの長さにするのが効果的。

フィルム

¥ ふつう 断熱性能 やや良い



ガラス面にフィルムを貼り、熱を通しにくくします。

複層ガラス

¥ ふつう 断熱性能 良い



単板ガラスのサッシにアタッチメントを付け、複層ガラスにします。



後付けサッシ

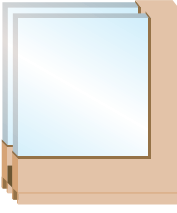
¥ ふつう 断熱性能 非常に良い



屋内にサッシを取り付け、二重窓にします。

断熱サッシ

¥ 高価 断熱性能 非常に良い



アルミサッシをプラスチックなど熱伝導率の低い素材に変えます。

※詳しくは建材メーカーや専門業者にお問い合わせください。

暮らしの防犯・防災

消火器の使い方

👉 火事の種類を表す3つのマーク

火災は大きく3つの種類に分類され消火器には火災に対する適応性を3つのマークで示してあります。



- 白のマーク=普通火災
主に木材や紙、布等の火災。
- 黄のマーク=油火災
灯油、ガソリン、油脂等の火災。
- 青のマーク=電気火災
電気設備、機械(トランス、モーター)などの火災。



知っておきたい葬儀の流れ



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | このページは有料広告ページです

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

弔事の流れ

1. 臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式的形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。



2. 通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。



3. 通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

4. 葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。



5. 出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。

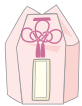
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



6. 火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺に入れる骨上げを行います。

※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



7. 還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。



8. 精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。



9. 追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。



10. 年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。







葬儀について



拝礼のマナー

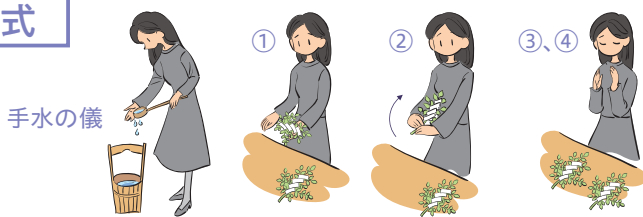
仏式



仏式の焼香は、その香りで死者を慰め、その場の空気を清めるといふ意味があります。

- ① 遺族、僧侶に一礼。
- ② 抹香をつまみ、お辞儀をする形で目の高さに押しいただく。
- ③ そのまま香炉の上に持っていき、パラパラと撒くように落とす。
- ④ 遺影を見つめて合掌、数珠は左手にかけたまま。
- ⑤ 2〜3歩下がり、僧侶、遺族に一礼して席に戻る。

神式



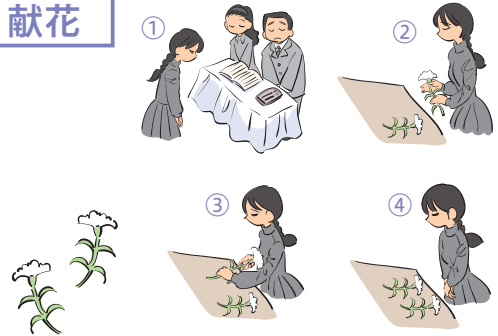
手水の儀

神道では儀式の前に「手水の儀」を行います。水をいれた手桶とひしゃくが用意されていますから、これで軽く手を洗い、口をすすいで清め、用意された懐紙でふき取ります。

玉串奉奠では、

- ① 右手は上から枝側を、左手は下から葉先を支える形で持つ。
- ② 軽く黙礼して玉串を時計回りに回転させ根元を神前に向けて両手で供える。
- ③ 2〜3歩下がり丁寧に二拝。
- ④ 音を立てずに二拍手、一拝。
- ⑤ 2〜3歩下がり、神官、遺族に一礼して席に戻る。

献花



教会で行われるキリスト教の葬儀では、葬儀終了後に喪主、遺族、親族、一般の順に白い花（カーネーションや菊）を献花台に供えます。このとき茎を祭壇側に向けます。

※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

服装のマナー

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒か肌色のストッキングを身に付けて。濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のものを選びましょう。男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。



お墓の形いろいろ

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいいし）、下台石（げだいいし）を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石（しばだいいし）を置いたり、竿石と上台石の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉（こうろ）、水鉢（みずばち）、花立て（はなたて）、墓誌（ぼし）、卒塔婆立て（そとばたて）なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔（ごりんとう）、多宝塔（たほうとう）、宝篋印塔（ほうきょういんとう）、無縫塔（むほうとう）などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていきます。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。





悲しみの中にも故人への真心を込めて
しきたりや作法を心得ておきましょう

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

仏壇・仏具Q&A

Question

お仏壇を購入するのに
いい日にちってあり
ますか？



Answer

「思い立ったが吉日」という言葉
にもあるように、お仏壇を購入ま
たは買替えるのに、良い日・悪い
日というのはありません。

仏壇・仏具Q&A

Question

どんなお仏壇を購入すればいいで
すか？

Answer

宗派・地域によりおまつりするお仏壇
に違いがあります。それを踏まえた
上で、おまつりする場所
にあった大きさ、デザイン、
色、材質などで
選ばれるとよい
でしょう。



編集
後記



「入間市民便利帳」は、入間市にお住まいの皆様へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的に、官民協働事業として入間市と株式会社サイネックスで共同発行しました。

「入間市民便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、入間市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

「入間市民便利帳」に掲載の行政情報は、原則、平成31年4月1日現在の情報を掲載してい

ます。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続きなどが不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

入間市民便利帳

いるまにあ

IRUMA CITY GUIDE BOOK 2019

発行

入間市

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号
TEL.04-2964-1111(代)

株式会社サイネックス

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL. 03-3265-6545

広告販売

株式会社サイネックス 東京埼玉支店

〒359-1105 埼玉県所沢市青葉台1319-1
あいおいニッセイ同和損保所沢CDビル2F
TEL. 04-2968-8494

平成31年4月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。